

障発 1203 第 2 号  
こ支障第 423 号  
令和 7 年 12 月 3 日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市長  
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
こども家庭庁支援局長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令等の公布等について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和 7 年内閣府・厚生労働省令第 13 号。以下「改正命令」という。）及び児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和 7 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 10 号。以下「改正告示」という。）が先日公布及び告示され、令和 8 年 4 月 1 日から施行及び適用されます。

本改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業のうち障害児者を対象としているもの（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援。以下「児者共通サービス」と総称する。）について、こども家庭庁が創設され、障害児支援施策はこども政策の中で一元的に推進されることとなった趣旨や、令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）において、児者共通サービスのうち障害児を対象とするものが制度の対象とされていることを踏まえ、今般、児者共通サービスを提供する事業者のうち、障害児にサービスを提供する（提供を「見込む」場合も含む。以下同じ。）事業者を自治体が把握できるよう、当該事業者が自治体に指

定（更新）申請する際の申請事項に規定を追加することとする。

## 第2 改正の内容

### （1）改正命令関係

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）の一部を改正し、児者共通サービスを提供する事業者が行う、障害児にサービスを提供する事業を「障害児対象居宅介護事業」等と定義した上で、当該事業を行う事業者が指定申請の際に都道府県等に提出する事項の一つとして「利用する障害児の推定数」を新たに追加することとする。
- ② 指定の更新申請（6年ごと）を行う場合や、新たに障害児を対象とする場合についても、同様に「利用する障害児の推定数」を都道府県等に提出することとする。
- ③ 改正命令の施行前より障害児にサービスを提供する事業者については、施行後に「利用する障害児の推定数」について新たに変更の届出を提出する必要はないが、改正命令の施行後から次の指定更新申請までの間において、「利用する障害児の推定数」を都道府県等に届け出ることが可能であることとする。
- ④ 「障害児対象居宅介護事業」等の該当有無によって、自治体は当該事業を行う事業者を把握できるが、より適切な管理のため、「利用する障害児の推定数」を新設することとした。

### （2）改正告示関係

児者共通サービスの指定申請書の付表及び変更届出書について、「障害児対象事業の該当の有無」及び「利用する障害児の推定数」の記載欄を新設する。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

## 第4 経過措置（改正命令関係）

- ① 改正命令の施行の日前に、改正命令による改正前の障害者総合支援法施行規則（以下「旧規則」という。）第34条の7第1項、第34条の11第1項、第34条の12第1項及び第34条の23第1項の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された申請又は届出については、改正命令による改正後の障害者総合支援法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により行われた申請又は届出とみなす。
- ② 改正命令の施行の日前に、旧規則の規定により行われた申請により、障害者総合支援法第36条第1項の規定による指定を受けた指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）であって、改正命令の施行の際現に障害児対象居宅介護事業（新規則第34

条の7第1項第5号の2に規定する障害児対象居宅介護事業をいう。)、障害児対象同行援護事業(同号に規定する障害児対象同行援護事業をいう。)、障害児対象行動援護事業(同号に規定する障害児対象行動援護事業をいう。)、障害児対象短期入所事業(新規則第34条の11第1項第7号の2に規定する障害児対象短期入所事業をいう。)又は障害児対象重度障害者等包括支援事業(新規則第34条の12第1項第7号の2に規定する障害児対象重度障害者等包括支援事業をいう。)を行うものは、次に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)の種類に応じ当該各号に定める事項について、新規則第34条の23第1項の規定の例により、当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることができる。

- ・ 居宅介護、同行援護又は行動援護 新規則第34条の7第1項第5号の2に掲げる事項
- ・ 短期入所 新規則第34条の11第1項第7号の2に掲げる事項
- ・ 重度障害者等包括支援 新規則第34条の12第1項第7号の2に掲げる事項